

事業系ごみの適正処理について

事業系ごみの適正処理と減量・リサイクルにご協力をお願いします。

- 1 事業者の責務 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に次のような事項が義務付けられています。

事業者の責務

事業活動に伴って生じたごみは、事業者自らの責任において適正に処理すること

ごみの再生利用等による減量に努めること

ごみの減量、適正処理について国及び地方公共団体の施策に協力すること

- 2 4Rを推進しごみの減量・リサイクルに努めましょう

4Rの推進

1. **Refuse(リフューズ いらないものは断る)**
過剰に購入している物品がないか見直しましょう
例)資材・備品などの購入量を適切な量に見直す／過剰包装を断わる
2. **Reduce(リデュース 発生抑制)**
ごみが出ないように工夫をしましょう
例)売れ残り商品の削減／使い捨て製品の見直し／詰め替え商品の使用
3. **Reuse(リユース 再使用)**
使用済みになっても使えるものは繰り返し使しましょう
例)リターナブルびんの使用／レンタル・リースの利用／使用済みファイルの再利用
4. **Recycle(リサイクル 再生利用)**
ごみを分別し、資源化可能なものはリサイクルしましょう
例)オフィス文書、ダンボールなどの古紙／発泡スチロールなどの廃プラスチック／解体ごみのコンクリート、木材など

事業者のメリット

1. **環境負荷の低減**
エネルギー消費量や資源消費量を削減し環境負荷を低減します
2. **コストの削減**
余分な仕入れや在庫を減らすことでコストを削減します
3. **企業イメージの向上**
環境にやさしい企業をPRすることで企業イメージを向上できます

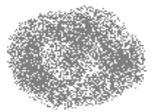
3 事業系ごみとは

事業活動に伴って生じたごみを「事業系ごみ」といいます。
事業系ごみはさらに「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分かれ、それぞれ適正な処理が定められています。

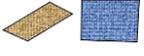
4 産業廃棄物とは

あらゆる事業活動に伴って排出されるごみのうち、法律で定められた20種類の品目を産業廃棄物といいます。

あらゆる事業活動に伴うもの

<p>①燃えがら</p> <p>木炭、焼却炉の灰 など</p> 	<p>②汚泥</p> <p>建設汚泥、ビルピット汚泥 など</p> 	<p>③廃油</p> <p>廃食油、潤滑油、溶剤 など</p> 	<p>④廃酸</p> <p>廃硫酸、廃塩酸 など</p> 	<p>⑤廃アルカリ</p> <p>廃ソーダ液、金属せっけん液 など</p> 	<p>⑥廃プラスチック類</p> <p>CD/DVD、ビニール袋、発泡スチロール、タイヤ、ペットボトル など</p> 
<p>⑦ゴムくず</p> <p>天然ゴムくずなど(※廃タイヤは廃プラスチック類)</p> 	<p>⑧金属くず</p> <p>空き缶、サッシ、缶、スチール製機、ロッカー、など</p> 	<p>⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず</p> <p>空きびん、ガラス製品、瓦など</p> 	<p>⑩鉱さい</p> <p>スラグ、鋳物砂 など</p> 	<p>⑪がれき類</p> <p>工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるコンクリート破片など</p> 	<p>⑫ばいじん</p> <p>石炭灰、転炉ダスト など</p> 

特定の業種に限られるもの

<p>⑬紙くず</p> <p>特定業種から生ずる紙くず</p> 	<p>⑭木くず</p> <p>解体廃材など</p> 	<p>⑮繊維くず</p> <p>特定業種から生ずる繊維くず</p> 	<p>⑯動植物性残渣</p> <p>魚、獣のあらなど</p> 	<p>⑰動物系固形不要物</p> <p>獣畜、食鳥に係る固形状不要物</p> 	<p>⑱動物のふん尿</p> <p>畜産農業から排出されるふん尿</p> 
<p>⑲動物の死体</p> <p>畜産農業から排出される動物の死体</p> 	<p>【特定業種】</p> <p>⑬建設業(新築、改築、除去に伴うもの、以下同)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、出版業、製本業及び印刷物加工業等</p> <p>⑭建設業、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、物品賃貸業、パレット</p> <p>⑮建設業、繊維工業</p> <p>⑯食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用したもの</p> <p>⑰と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥</p> <p>⑱畜産農業</p>				

その他

⑳産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

5 事業系一般廃棄物とは

事業系ごみのうち、産業廃棄物に該当しないごみを「事業系一般廃棄物」といいます。

事業系一般廃棄物の例

もやせるごみ

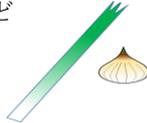
木くず

木製机・木製椅子、木製棚、剪定枝、など



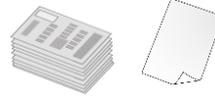
生ごみ

小売店の廃棄食品、飲食店の食べ残しや調理くずなど



紙くず

紙コップ、新聞、雑誌、OA用紙、カーボン紙、紙製ファイルなど



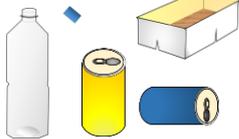
繊維くず

布団(天然繊維)、制服(天然繊維)など



もやせないごみ

従業員の飲食に伴う缶・びん・ペットボトル・弁当がら・プラスチック製容器など



古紙のリサイクルにご協力ください。

リサイクル可能な古紙(新聞・雑誌・OA用紙・シュレッダーごみ・冊子類・ダンボール)は分別して再資源化しましょう。機密文書もリサイクル可能です。

川向リサイクルプラザ、環境センター、エコクリーン松江、各支所への古紙の自己搬入は無料です。

6 分別の徹底について

エコクリーン松江へ搬入される事業系ごみを展開検査したところ、ダンボール、DVDケース、金属、発泡スチロールなど、古紙や産業廃棄物の混入が多数見つかりました。



展開検査の写真：ダンボール



展開検査の写真：発泡スチロールなど

産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分別し、事業者自らの責任において適正に処理しましょう。

家庭ごみからも事業系ごみが見つかります。事業系ごみは家庭ごみで出さないでください。

7 事業系ごみの処理方法

産業廃棄物

処理方法

- ①産業廃棄物処理業許可業者と契約して処理する
- ②再生利用業者と契約して処理する



マニフェスト

事業系一般廃棄物

もやせるごみ

木くず

生ごみ

紙くず

繊維くず

もやせないごみ

従業員の飲食に伴う弁当がらなど

処理方法①許可業者に収集運搬・処分を委託する

【一般廃棄物収集運搬許可業者※】

業者名	所在地(住所)	区分・区域		電話番号
		ごみ		
		松江市	東出雲町	
㈱コナクリンシステム	富士見町1番地14	○	○	37-2555
㈱フマイクリンサービス	八幡町880番地8	○	○	38-9090
㈱上幹総業	松尾町692番地	○	○	21-0436
㈱新生清掃社	八幡町877番地1	○	○	37-2330
㈱東部清掃	玉湯町布志名108番地3	○	○	62-8606
アースサポート㈱	八幡町882番地2	○	○	37-2890
松浦造園㈱	大庭町728番地6	○	木くず・竹・草限定	21-1489
㈱環建	境港市中野町1800番地1	○	○	0859-44-6868
三光㈱	境港市昭和町5番地17	○	○	0859-44-5367
㈱海老田金属	米子市上福原1329番地13	○	○	0859-33-1534
㈱クリーンサービス	宍道町佐々布1849番地	○	○	66-3613
ワルツ商事㈱	出雲市白枝町1185番地1	○	○	0853-22-7116
㈱まるとも産業	東本町一丁目7番地	○	○	67-8280
㈱エムエス環境開発	美保関町森山516番地	○	○	72-2414
㈱錦海化成	境港市昭和町7番地3	○	魚のあら限定	0859-44-6623
㈱広島水産加工	呉市阿賀南六丁目2番10号	○	魚のあら限定	0823-71-7634
松本清掃整備㈱	東出雲町掛屋1070番地	○	○	52-6293
㈱あだかえ衛生社	東朝日町117番地1	○	○	22-2697

処理方法②事業者が自分で直接搬入する

【搬入場所】エコクリーン松江

【受付時間】平日 9:00 ~ 16:00

・処理手数料2,030円/100kg、100kg以上10kg毎に200円

処理方法①一般廃棄物収集運搬許可業者※
または古紙回収業者に委託して資源化する

処理方法②事業者が自分で直接搬入する

【搬入場所】川向リサイクルプラザ／松江市環境センター／
エコクリーン松江／各支所

【受付時間】平日9:00～11:30、13:00～16:00

- ・種類別にまとめ、ひもで十文字にしばってください。
- ・シュレッダー古紙は、中身が確認できるナイロン袋に入れてください。

市内各所(約500ヶ所)に設置してあるリサイクルステーションへ出してください

資源ごみ

古紙

新聞紙

雑誌・チラシ類

ダンボール

紙パック

シュレッダー

従業員の飲食に伴う缶、びん、
ペットボトル

事業系ごみに関するお問い合わせ先

松江市環境エネルギー部環境対策課 TEL 0852-55-5679(一般廃棄物) 0852-55-5671(産業廃棄物)
〒690-0826 松江市学園南一丁目20番43号 松江市環境センター2F